# 「第321回判例・事例研究会」

テーマ: 社員の海外留学に際して締結された、帰国後5年間を経ずに退職する場合、留学費用を返還する旨の契約が労働基準法16条に違反するか

日	時	令和元年11月6日
場	所	湊総合法律事務所 第1会議室
報告	者	弁護士 石田嘉奈子

## 【判例】

	事	件 名 野村證券(留学費用返還請求)事件
事件の表示	判	決 平成14年4月16日/東京地方裁判所/民事第
		11部/判決/平成10年(ワ)19822号
事案の概要	•	本件は、YがX社の社員であった当時にX社の海外留学制度に
		よりフランスに留学したところ, X社がYに対し, 同留学費用は留
		学を終え帰任後 5 年間 X 社において就業した場合には債務を免除
		する旨の免除特約付で貸し渡した貸金であるとして, その一部 (費
		用合計 3900 万 7293 円のうち、受験・渡航手続に必要な費用、授
		業料及び図書費合計 1575 万 3551 円を帰任後の在籍年数 1 年 10
		か月を債務免除までの期間 5 年で按分計算した金額) の返還と催
		告期限の翌日から支払済みまで民法所定年 5 分の割合による遅延
		損害金の支払を求めた事案である(報告者注:事実関係を少々簡略
		化しております)。
	•	X社は、Yが本件誓約書を作成した際、X社とYの間に、YがX社
		の海外留学制度によりフランスに留学するための費用につき、Y
		が留学を終え帰任後5年間X社において就業した場合には債務を
		免除するが、そうでない場合は返還する旨の合意が成立した(以下
		「本件合意」という。)と主張している。
		なお、X社の海外留学生派遣要綱は、次の通り定めている。
	•	18条(留学費用の返納)
		留学生または留学を終えたものが、次の各号の一に該当するに
		至ったた(ママ)ときは、本人、または身元保証人は第8条に定め

る留学費用の全部を即時弁済しなければならない。

- (1) 留学期間中に、あるいは留学を終え帰任後5年以内に自己 の都合によって退職したとき
- なお、労働基準法第16条は、次のとおり定めている。
- (賠償予定の禁止)

第十六条 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又 は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

### 論点

社員の海外留学に際して締結された、帰国後5年間を経ずに退職する場合、留学費用を返還する旨の契約が労働基準法16条に違反するか

#### 判旨

#### 【論点の判断】

本件合意はX社からYに対する貸付たる実質を有し、Yの自由意思 を不当に拘束し労働関係の継続を強要するものではなく、労働基準法 16条に違反しないといえる。

#### 【理由】

- ◆ 本件留学は勤続年数が短いにもかかわらず将来を嘱望される 人材に多額の費用をかけて長期の海外留学をさせるという場合 に該当する。
- 本件海外留学決定の経緯を見るに、Yは人間の幅を広げたいといった個人的な目的で海外留学を強く希望していたこと、派遣要綱上も留学を志望し選考に応募することが前提とされていること、面談でも本人に留学希望を確認していること、Yには健康状態の問題など、本件合意の時点で留学を断念する選択肢もあったのに、Yは留学したいとの気持ちが強く本件留学を決定したこと、INSEAD入学及びその入学までの語学学習の方法はYの強い意向によること、が認められる。これによれば、仮に本件留学が形式的には業務命令の形であったとしても、その実態としてはY個人の意向による部分が大きく、最終的にYが自身の健康状態、本件誓約書の内容、将来の見通しを勘案して留学を決定したものと推認できる。
- また、留学先での科目の選択や留学中の生活については、Y の自由に任せられ、X社が干渉することはなかったのであるから、その間の行動に関しては全てY自身が個人として利益を享受する関係にある。実際にもYは獲得した経験や資格によりその後の転職が容易になるという形で現実に利益を得ている。
- 他方、X社の留学生選定においては勤務成績も考慮すること、 X社はYに対し留学地域としてフランス語圏を指定し、ビジネ ス・スクールを中心として受験を勧め、それにはフランス語圏 が重要な地域であること等、中長期的に基幹的な部署に配置す ることのできる人材を養成するという会社の方針があることが 認められる。しかし、これらは派遣要綱 1 条の目的に従ったも

### 业山丘

のと見ることができ、あくまでも将来の人材育成という範囲を 出ず、そうであれば業務との関連性は抽象的、間接的なものに 止まるといえる。したがって、本件留学は業務とは直接の関連 性がなく労働者個人の一般的な能力を高め個人の利益となる性 質を有するものといえる。

• その他,費用債務免除までの期間などを考慮すると,本件合意はX社からYに対する貸付たる実質を有し,Yの自由意思を不当に拘束し労働関係の継続を強要するものではなく,労働基準法16条に違反しないといえる。